

平成二十五年十二月十日受領
答弁第一〇〇〇号

内閣衆質一八五第一〇〇号

平成二十五年十二月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣における在勤基本手当に係る改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出安倍晋三内閣における在勤基本手当に係る改革に関する質問に対する答弁書

一について

在勤基本手当の予算額は、平成二十四年度が百五十七億二千七百二十九万三千元及び平成二十五年度が百五十五億千三百八十万六千元である。

また、各年度における当該手当の予算額をその支給対象となる在外職員の数で除した金額については、詳細な調査を要するため、お答えすることは困難であるが、各年度における当該手当の予算額を在外職員の数（当該年度の在外公館の職員定員から在外研修員等の定員を除いた人数）で除した場合の一人当たり月額額は、平成十六年度が約三十九万三千元、平成十七年度が約三十九万三千元、平成十八年度が約四十七万円、平成十九年度が約四十一万六千元、平成二十年年度が約四十五万三千元、平成二十一年度が約四十三万五千元、平成二十二年度が約三十九万八千元、平成二十三年度が約三十九万七千元、平成二十四年度が約三十八万八千元及び平成二十五年度が約三十八万八千元である。

二、三及び十について

在外職員が在外公館において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給される手当である。在勤基本手当については、「在勤手当プロジェクトチーム」での検証結果を踏まえつつ、在勤手当の支給水準の客観性を向上させるため、外務人事審議会による勧告を踏まえて、その意義や必要性に照らして、必要とされる経費について十分に精査を行い、適正な額を定めてきており、厳しい財政状況に鑑み、今後とも適正な額となるよう努めていく考えである。

四について

在勤手当は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第七号の規定により、課税の対象とならない。そのような取扱いは法令の規定に従ったものであり、妥当なものであると考える。

五及び七について

個々の職員の消費、貯蓄等の状況について把握しておらず、その状況についてお答えすることは困難であるが、在勤手当は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）に基づき、在外職員が在外公館において勤務するのに必要な経費に充当するために支給される手当として、在外公館の所在地における物価、為替相場、生活水準等を勘案して、

適正に定められているものと認識している。

六について

政府として、御指摘の著書が出版された事実については承知している。

八について

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）の規定による消費税率（国・地方）の引上げは、社会保障と税の一体改革の一環として、社会保障の安定財源確保と財政健全化を同時に達成することを目指す観点から行われるものであり、消費税率（国・地方）が引き上げられた場合において増加する消費税の収入及び地方消費税の収入の合計額は全て社会保障の充実・安定化に向けられ、国民に還元される。社会保障の充実・安定化に向けた社会保障制度改革の措置内容については、平成二十五年十二月五日に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律にのっとり、今後、具体化を進めて行くことになる。また、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそ

れに伴う対応について」（平成二十五年十月一日閣議決定。以下「閣議決定」という。）において、消費税率（国・地方）の八パーセントへの引上げの確認と同時に策定した「経済政策パッケージ」では、個人の負担軽減策として、簡素な給付措置、住宅ローン減税の拡充措置などを盛り込んでおり、国民生活にも十分に配慮している。お尋ねの「負担増」の趣旨は必ずしも明らかではないが、消費税率（国・地方）の引上げの国民生活への影響については、負担面に加えてこのような受益面も併せて総合的に検討すべきであることから、「負担増」が「どれだけ」かについて、一概に答えすることは困難である。

九について

安倍内閣としては、閣議決定において、「各分野の歳出において無駄があったり、優先順位の低いものに予算措置が行われているといった批判を招くことがないように、政府全体として取り組む」こととしており、行政改革推進会議における議論を踏まえ、無駄の撲滅、特別会計改革及び独立行政法人改革を中心に取り組んでいるところである。